

# 東海臨床コーチング研究会 会則

## 第 1 章 < 総 則 >

### 第 1 条 : 名 称

本会は、『東海臨床コーチング研究会』と称する。

### 第 2 条 : 目 的

本会の目的は、医療におけるコミュニケーションのあり方と、その技術向上をめざし、医療従事者が相互に交流を深めること、コーチングを継続して学び実践し普及することを通して、医療保健福祉(对患者・家族)・教育(対学習者)・組織活性化(対医療スタッフ)の向上を図ることを目的とする。

### 第 3 条 : 事 業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1)原則年1回会の開催を行い、世話人会にて運営する。
- (2)その他本会の目的に添った、情報交換活動などを行なう。

## 第 2 章 < 会 員 >

### 第 4 条 : 会 員

本会の会員は、次の通りとする。

- (1)会員は、本会の目的に賛同する医療従事者と医療系学生およびその支援者によって構成される。
- (2)会員は東海地区に限定せず広く開放する。

## 第 3 章 < 役 員 の 機 能 と 役 割 >

### 第 5 条 : 役 員 と 役 割

本会に次の役員を置き、運営をおこなう。

- (1)本会役員として、顧問、世話人および会計監査を置く。
- (2)役員にて世話人会を開催し、運営についての協議、遂行を行う。
- (3)世話人の中から代表世話人を選出する。
- (4)会計監査は、本会の会計と運営について監査を行なう。
- (5)世話人会での決定は、出席者の半数以上にて議決する。

第 6 条 : 会 則 変 更

本会会則の変更は、世話人会で協議し変更することができる。

第 6 条 : 選 任 と 任 期

(1)役員は、世話人会の了承を得て決定する。

(2)役員の任期は 2 年とし、その再任は妨げない。

## 第 4 章 < 会 の 運 営 >

第 7 条 : 会 計 年 度

本会の会計年度は、1 月 1 日始まり、同年 12 月 31 日をもって終わる。

第 8 条 : 経 費

本会の経費は、参加費用および会への寄付等をもってこれに充てる。

第 9 条 : 参 加 費 用 等

本会の会費、参加費用については、開催に際し世話人会で決定する。

第 10 条 : 収 支 決 算

本会の収支決算報告書は、事務局が作成し、会計監査を経て世話人会の承認を受ける。

第 11 条 : 備 え 付 け 書 類

事務局は、次の書類を備えておく。

(1)会 則

(2)幹事会の議事録

(3)収入・支出に関する帳簿及び書類

第 12 条 : 事 務 局

(1)本会の事務局は、世話人会により決定され任命される。

なお、事務局は世話人会の決定事項に基づき、会の実務運営と会計管理を行なう。

(2)本会の事務局は、当分の間、下記に置くこととし、運営するための事務を行なう。

医療法人 偕行会 偕行会リハビリテーション病院

住所：愛知県弥富市神戸 5 丁目 20 番地

TEL：0567-52-3883